

本書は、本書に記載の社債買付けにかかる勧誘を米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向けに行うものではありません。本書末尾に記載の注意事項を併せてご参照ください。

AvanStrate 株式会社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)  
社債権者集会招集公告

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

平成 29 年 8 月 30 日

AvanStrate 株式会社

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)に関して、会社法第 717 条の規定に基づき、下記のとおり社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

記

- 日時 平成 29 年 9 月 29 日(金曜日)午後 1 時 00 分
- 場所 東京都渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 4 階  
アットビジネスセンター渋谷東口駅前 402 号室
- 目的事項  
本社債の社債要項の一部を変更する件
  - 議案の内容  
本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率	4. 利率

<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント (新設)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント、<u>(4) 平成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日までは無利息、(5) 平成 30 年 11 月 1 日以降平成 31 年 10 月 31 日までは年 0.05 パーセント、(6) 平成 31 年 11 月 1 日以降平成 32 年 10 月 31 日までは年 0.1 パーセント、(7) 平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10 月 31 日までは年 0.15 パーセント、(8) 平成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日までは年 0.2 パーセント、(9) 平成 34 年 11 月 1 日以降平成 35 年 10 月 31 日までは年 0.25 パーセント、(10) 平成 35 年 11 月 1 日以降平成 36 年 10 月 31 日までは年 0.3 パーセント、(11) 平成 36 年 11 月 1 日以降平成 37 年 10 月 31 日までは年 0.35 パーセント、(12) 平成 37 年 11 月 1 日以降平成 38 年 10 月 31 日までは年 0.4 パーセント、(13) 平成 38 年 11 月 1 日以降平成 39 年 10 月 31 日までは年 0.45 パーセント、(14) 平成 39 年 11 月 1 日以降平成 44 年 10 月 29 日までは年 0.5 パーセント</u></p>
<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、①平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000 万円、②平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 194 万円、③平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、④平成 29 年 1 月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 2 回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑤平成 29 年 7</p>	<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、①平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000 万円、②平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 194 万円、③平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(6)号において定義する。)、④平成 29 年 1 月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 2 回償還金額(第(6)号において定義する。)、⑤平成 29 年 7</p>

月 31 日 (以下「平成 29 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 29 年度第 1 回償還金額 (第(7)号において定義する。)、⑥平成 29 年 10 月 31 日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。

- (2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。

月 31 日 (以下「平成 29 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 29 年度第 1 回償還金額 (第(6)号において定義する。)、⑥平成 35 年 10 月 31 日に各本社債につき金 282 万円、⑦平成 36 年 10 月 31 日に各本社債につき金 338 万円、⑧平成 37 年 10 月 31 日に各本社債につき金 338 万円、⑨平成 38 年 10 月 31 日に各本社債につき金 395 万円、⑩平成 39 年 10 月 31 日に各本社債につき金 451 万円、⑪平成 40 年 10 月 31 日に各本社債につき金 507 万円、⑫平成 41 年 10 月 31 日に各本社債につき金 507 万円、⑬平成 42 年 10 月 31 日に各本社債につき金 564 万円、⑭平成 43 年 10 月 31 日に各本社債につき金 564 万円、⑮平成 44 年 10 月 29 日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。

- (2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 25 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日(第(4)号において定義する。)に係る償還金額のいずれに充当されるか

<p>(中略)</p> <p>(4) <u>本社債の償還の方法および期限が、平成 25 年 11 月 5 日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</u></p> <p>(5) (中略)</p> <p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)</p> <p>(8) (中略)第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日とそれぞれ同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日</p>	<p><u>を指定するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>(5) (中略)</p> <p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)第(6)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(8) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降平成 29 年 10 月 31 日までの期間においては、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日および③平成 29 年度第 1 回償還期日の各償還期日とそれぞれ同日に、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭</p>
---	--

<p>時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法、(ii)上記④の場合においては、<u>当該時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を弁済する方法</u>によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>	<p>消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>
<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半か年の利息として支払う。ただし、平成28年度第1回償還期日および平成29年10月31日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、1年を365日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降<u>平成29年10月31日までは、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半か年の利息として支払い、平成29年11月1日以降は、毎年4月30日および10月31日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</u>ただし、平成28年度第1回償還期日および平成29年10月31日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下</p>

<p>算する。なお、平成 28 年 1 月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</p> <p>(後略)</p>	<p>同じ。)が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するとき、1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。なお、平成 28 年 1 月 31 日、平成 28 年 11 月 5 日、平成 30 年 4 月 30 日および平成 30 年 10 月 31 日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</p> <p>(後略)</p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p> <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p> <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済を行わず、かつ、本社債の未償還元金の総額が 8 億 5209 万 3000 円を下回る場合を除き、平成 35 年 10 月 31 日までは当社の株主への剰余金の配当を行わないものとする。また、平成 35 年 11 月 1 日以降に当社の株主への剰余金の配当を行う場合においては、当該配当は会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額の範囲内で行うものとし、かつ、本社債の未償還元金の総額が 8 億 5209 万 3000 円を下回る場合を除き、当社が配当の支払いを機関決定する各時点(以下「配当決定時」という。)における配当の総額は、①平成 35 年 10 月 31 日の直前に終了した連結会計年度にかかる当社の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益および平成 35 年 10 月 31 日以降当該配当</p>

<p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p style="text-align: center;"> <u>決定時までに終了した各連結会計年度にかかる当社の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の合計金額から、②当該配当決定時より前に支払いを決定した剰余金の配当として交付する金銭等の帳簿価額の合計金額を減じた額を上限とする。</u> </p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>
<p>22. 社債権者に対する定期報告</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) <u>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、前号に従い連結財務諸表を当社ウェブサイトに掲示後、実務上可能な限り速やかに、本社債の社債権者を対象とした当該決算に関する説明会を開催し、当該説明会で希望する社債権者に対して質問するための機会を設け、かかる質問に誠実に回答するものとする。かかる説明会において、当社は本社債の社債権者が電話会議システム等を利用する等遠隔地より参加できるよう最大限努力をするものとする。</u></p>	<p>22. 社債権者に対する定期報告</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

(2) 議案の提案理由

当社グループの顧客である液晶ディスプレイ・パネル市場の成熟化、競合他社との需要獲得競争の激化、製品価格の下落の影響等による液晶ガラス市場の厳しい環境変化の下、当社は、品質の向上及び新製品の開発による競争力の強化、受注状況が好調な市場への生産能力・製造体制の集中化、低収益・高コスト体質の生産拠点の閉鎖並びにこれに伴う人員削減及び関連設備の売却、各拠点レベルでの徹底的なコストの見直しを中心とする構造改革を実施し、営業損益及び財務体質の改善に徹底して取り組んでまいりました。加えて、社債権者様・取引金融機関様等のご理解・ご協力を得て、また、債権を担保とした資金調達等を通じて、資金繰りの安定化にも全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、これらの取組みを前提としても、当社グルー

プの業績実績・見込み、足元の資金調達余力等に鑑みれば、平成 29 年 10 月 31 日に償還期日が到来する本社債及び当社第 2 回無担保社債並びに同日に返済期日が到来する取引金融機関様等からの借入金の償還・返済を賄うだけの資金に目途が立たない状況が続く中、当社は、早期に財務状況を安定化させ、継続企業の前提にかかる重要な疑義を払拭した上で事業を再生・継続していくための様々な対応について検討・協議してまいりました。

そして、これらの検討・協議を踏まえ、今般、当社は、スポンサーによる支援の下で当社グループの事業の抜本的な再生を図る方針とし、本社債については、スポンサーによる資金支援を受け、買付価格を各本社債(金額 1 億円、元本残高 5643 万円)について 529 万 838 円とする買付けを実施することを決定いたしました。また、本社債の継続保有を希望される社債権者様のための選択肢として、本社債の元金の償還の方法及び期限並びに金利を以下のとおり変更することも、併せてご提案させていただくことといたしました。なお、上記の本社債の買付けは、本社債権者集会の決議が可決され、これにかかる裁判所の認可決定が確定すること等を条件として実施するものです。

#### ① 元金の償還の方法及び期限

平成 35 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、282 万円を償還
平成 36 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、338 万円を償還
平成 37 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、338 万円を償還
平成 38 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、395 万円を償還
平成 39 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、451 万円を償還
平成 40 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、507 万円を償還
平成 41 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、507 万円を償還
平成 42 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、564 万円を償還
平成 43 年 10 月 31 日	各本社債(金額 1 億円)につき、564 万円を償還
平成 44 年 10 月 29 日	各本社債につき、残額の総額を償還

#### ② 金利

平成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日まで	無利息
平成 30 年 11 月 1 日以降平成 31 年 10 月 31 日まで	年 0.05%
平成 31 年 11 月 1 日以降平成 32 年 10 月 31 日まで	年 0.1%
平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10 月 31 日まで	年 0.15%
平成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日まで	年 0.2%
平成 34 年 11 月 1 日以降平成 35 年 10 月 31 日まで	年 0.25%
平成 35 年 11 月 1 日以降平成 36 年 10 月 31 日まで	年 0.3%
平成 36 年 11 月 1 日以降平成 37 年 10 月 31 日まで	年 0.35%



平成 37 年 11 月 1 日以降平成 38 年 10 月 31 日まで	年 0.4%
平成 38 年 11 月 1 日以降平成 39 年 10 月 31 日まで	年 0.45%
平成 39 年 11 月 1 日以降平成 44 年 10 月 29 日まで	年 0.5%

### (3) 補足事項

- ① 本社債権者集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第 86 条第 2 項の規定に基づき、本社債権者集会の日の 1 週間前(平成 29 年 9 月 21 日(木曜日))までに、本社債に係る 86 条証明書(振替法第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面)を当社にご提示いただく必要がございますので、同日までに下記の提示先にご提出ください。なお、ご提出いただいた 86 条証明書は、当社において本社債権者集会終了までの間、一時お預かりさせていただきます。86 条証明書の受領と引き換えに、当社より「預り証」を本社債の社債権者様に送付いたしますので、本社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。
- ② 書面による議決権行使を行う場合は、平成 29 年 9 月 28 日(木曜日)午後 5 時必着にて議決権行使書を下記の提出先にご提出ください。なお、同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取扱います。
- ③ 議決権行使書に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、賛として取扱います。
- ④ 本社債権者集会に関する参考書類及び議決権行使書につきましては、下記のお問い合わせ先にお問合わせください。

※本社債に係る 86 条証明書の提示先及び議決権行使書の提出先、並びに本社債権者集会に関するお問合せ先

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1 丁目 11 番 1 号  
 アイオス五反田駅前 407  
 AvanStrate 株式会社 事業管理本部  
 電話番号 03-5719-5883  
 Fax 03-5719-5884  
 E-Mail bond@avanstrate.com

以 上

注意事項：本書は、本書に記載の社債買付けの米国(米国の全ての州及びコロンビア特別区並びに領土を含みます。)向け勧誘を構成するものではありません。